

市長メッセージ

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に、兵庫県を含む7府県が追加されました。

本市においても、新規感染者も多数発生している状況が続いており、重症化リスクの高い高齢者層の感染割合も高いことから、病床が逼迫し、医療提供体制も非常に厳しい状況となっています。

この状況を乗り越え、市民のみなさまの生命・健康を守るため、また、医療崩壊を防ぐため、医療・検査・相談体制の確保をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策を最優先とし、感染拡大防止のため、全庁挙げて対応にあたってまいります。

医療崩壊を避けるためには、市民のみなさまお一人おひとりの取り組みが必要不可欠です。これ以上の感染拡大を防ぐため、改めて、感染防止対策の徹底をお願いします。

一、「不要不急の人混みの多い場所への外出」は徹底して避けるよう、お願いします。

一、「大人数での会食」は徹底して避けるよう、お願いします。また、
少人数での飲食の場合でも、食事中は会話を控えるとともに、でき
るだけ距離をとるよう、お願いします。

一、改めて、感染リスクが高まるとされる5つの場面についての注意
喚起や「冬でも窓を開け換気」、「マスクの着用と手洗い・手指消毒」
「熱がなくても、せきなどの症状があれば外出を控え、仕事を休
む」、の3つの取組みの基本的感染防止対策の徹底をお願いします。

一、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を
維持することを前提として、在宅勤務やフレックスタイム制の活
用により接触機会の低減を図ります。事業者のみなさまにおかれ
ましても、国及び県の方針に基づき、在宅勤務や時差出勤等の出勤
削減の取組みの徹底をお願いします。

一、児童生徒の学びを保障していくため、感染不安等により登校が困
難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のために登校でき
ない児童生徒等に対して、オンラインによる個別面談・指導や授業
ライブ配信等の取組みを進めます。

一、緊急事態宣言の発令に伴う飲食店等に対する営業時間短縮要請に協力し、兵庫県とともに協力事業者を支援します。また、国の動向等をふまえながら、効果的な事業者支援策を実施していきます。

一、市有施設における催物及び市主催のイベント等について、国及び県の定める対処方針に沿った対応を行うとともに、主催者に対しても同様の対応を呼びかけます。

一、新型コロナウイルス感染症感染者に対する誹謗中傷などの行為を防止するため、引き続き風評被害対策の徹底を図ります。

今ここで、感染拡大を食い止め、皆様や大切な方の生命・健康を守るためにも、感染拡大防止の取り組みの徹底にご理解・ご協力いただきますよう、お願いいたします。

令和3年1月14日

神戸市長 久元 喜造